

災害時要援護者登録制度をご存じですか？

市では、災害が発生したときに避難所へ避難することが困難で、家族などの支援が十分に受けられず、地域の皆さんの支援を必要とする人(災害時要援護者)の登録制度を設けています。

登録された人の情報は、自治会や民生委員児童委員などの地域の皆さんにお知らせして、普段からの見守りや災害時の避難支援に役立てていただきます。登録を希望する人は、個人情報地域に提供されることに同意のうえ、申請してください。

災害時要援護者登録制度とは

災害の発生直後は、交通・通信網や行政機能は混乱し、絶対的な人手不足になることが予想されます。災害時要援護者の避難支援は、地域支援者(隣近所に住んでいて、支援していただける人)や自主防災組織、自治会など地域の皆さんによる助け合いが基本となります。

この制度への登録を希望する人は、地域支援者を自ら見つけていただき、登録申請書を提出してください。(地域支援者を見つけることが困難な場合は、民生委員児童委員や自治会長にご相談ください。)

市は登録申請書を元に登録台帳を作成し、その台帳を災害時要援護者の地区の自治会長や民生委員児童委員へ提供して、地域の皆さんより平常時の見守りや災害時の避難誘導などの支援を行っていただけるよう要請します。

災害時要援護者登録の対象者

具体的には、在宅で生活する次のような人を登録の対象者としています。

介護保険の要介護認定者およびこれに準ずる人

心身障害者の人

65歳以上の一人暮らし高齢者およびこれに準ずる世帯の人

～ 以外で、避難の際に地域の皆さんの支援が必要な人

登録したからといって、必ず助けていただけるというものではありません。

災害時には助けてくれると思っている隣近所の皆さんも、どのような事情が発生しているかもわかりません。自分の身は自分で守るという心がけをいつも持ちましょう。



地域支援者とは

災害時要援護者を普段から見守り、災害時には必要な情報を伝えたり、一緒に避難したりすることを心がけていただく人です。決して責任を伴うものではありません。ふだんからよい近所付き合いを心がけ、できる範囲で支援してください。

登録申請は

福祉課または各支所市民サービス課で登録申請してください。各窓口まで来られない人は、地域の民生委員児童委員や自治会長にご相談ください。

問い合わせ 福祉課 73-3015

4月1日から三豊市の組織、 部署の場所が一部変わりました

市は、住民の皆さんのニーズに効率的に応じられるよう行政改革を進めています。

地域振興室を新設。(73-3013)

主な業務は、地域審議会・第3セクター・コミュニティバス・国際交流に関することです。

行政改革推進室は廃止、その業務は財政課(73-3011)で行っています。

詫間支所事業課・三野支所事業課がそれぞれの庁舎の1階に移りました。

豊中支所事業課は廃止、その業務は豊中庁舎建設経済部で行っています。

市役所へお越しの際は、担当部署・場所をご確認のうえご来庁ください。



問い合わせ 総務課 73-3000